

日本国環境省とベトナム国天然資源環境省の間の環境協力に関する協力覚書

(仮訳)

日本国環境省とベトナム国天然資源環境省（以下「双方」という。）は、
双方の間の既存の友好関係を強化することを望み、
持続可能な開発に向けた協力を推進することについての共通の関心を考慮し、
現在及び将来世代のための環境の保全及び改善の重要性に留意し、
効果的な環境の保護には、地球規模の協力と調整及び努力が必要であること並びに環境を保護する活動は、地域、国、地方レベルで実施されるべきであることを認識し、
それぞれの国における法令に従い、
次の認識に達した。

第1項 目的

この協力覚書（以下、「協力覚書」という。）の目的は、環境分野における相互協力を強化し、促進し、及び発展させることである。

第2項 協力分野

協力活動は、環境の保護及び改善に関連する相互に確認された次の分野から決定される。

1. 気候変動緩和及び適応；
2. 廃棄物管理；
3. 環境的に持続可能な都市；
4. 水質汚濁；
5. 大気汚染；
6. 化学物質管理；
7. 環境技術；
8. 生物多様性保全；
9. 双方の決定に基づく環境保護と改善に関する上記以外の分野；

第3項 協力の形態

双方が用意する財源の範囲内で、双方は、以下を含む適切な形態により、協力を促進する。

1. 定期的な政策対話の実施
2. 研修等を含む情報と専門知識の交換
3. フィージビリティ・スタディの実施
4. その他の相互に決定した形態

第4項 フォーカル・ポイント

双方は、この協力覚書に基づく活動の効果的な実施を確保するために、この協力覚書の実施に関する全ての事項について、それぞれの代表として活動するフォーカル・ポイントを指名する。日本国環境省のフォーカル・ポイントは、地球環境局国際連携課国際協力室とする。ベトナム国天然資源環境省のフォーカル・ポイントは、国際協力局とする。

第5項 詳細文書

この協力覚書に基づく活動を促進するため、各関連分野における詳細な事項や、必要に応じてプログラムやプロジェクトの予算に関する決定を含む、その他の適切な事項について、詳細な文書を作成することができる。

第6項 知的財産権

この協力覚書に基づく活動の実施により得られた知的財産については、各国の法令に従い、使用されるものとする。双方とも書面による各国責任部署の事前使用許諾がない場合は、成果物の使用はできない。

第7項 機密性

1. いずれの側も、この協力覚書に基づく活動の実施期間に、相手方から受け取った文書又は相手方に提出した文書、情報その他データの機密性及び秘匿性を遵守する。
2. 本項の規定は、各国において有効である法令の規定を侵害するものではない。
3. いずれの側も、この協力覚書の下で相手方から受け取った機密事項を、相手方の書面による事前の同意を得ない限り、公開しない。

第8項 問題の解決

この協力覚書に基づく活動の実施から生ずる問題についても、双方の間の協議又は交渉を通じて友好的に解決される。

第9項 変更

この協力覚書は、双方の書面による同意により、いつでも見直しまたは変更できるものとする。

第10項 開始、期間及び終了

1. この協力覚書に基づく協力は、署名の日から開始する。
2. この協力覚書に基づく協力は、3年の期間継続し、双方の同意により延長することができる、又はいずれかの側が終了を希望し、終了を意図する日の遅くとも6か月前までに書面により通告を行うことにより、終了させることができる。
3. この協力覚書に基づく協力の終了は、進行中のプロジェクト又は活動が終了するまでの間、当該プロジェクト又は活動の期間に影響を及ぼすものではない。

以上は、この協力覚書で示される事項について双方の間で達した認識である。

2013年12月13日に東京で、英語による本書2通に署名した。

日本国環境省

ベトナム社会主義共和国天然資源環境省

石原 伸晃
環境大臣

グエン・ミン・クアン
天然資源環境大臣